

国土交通省からの嚴重注意について

2019年3月5日(火)、JL2331便(大阪(伊丹)空港発、隠岐空港行)および折り返しのJL2332便(隠岐空港発、大阪(伊丹)空港行)に乗務していた副操縦士が、乗務前のアルコール検査を実施せずに乗務していた事案につき、本日弊社は、国土交通省大阪航空局より行政指導(文書による嚴重注意)を受けました。

お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

一連の飲酒対策を講じている中で本事案を発生させたことを重大に受け止め、二度とこのようなことが無きよう再発防止の徹底を図り、信頼回復に向けて全社員一丸となって取り組んでまいります。

2019年4月9日
株式会社ジェイエア

(参考)
(広報メモ)

2019年3月7日
日本航空 広報部(03-5460-3105)
ジェイ・エア 業務部(06-4865-3691)

ジェイ・エア運航乗務員の乗務前のアルコール検査未実施事案について

2019年3月5日(火)、JL2331便(大阪(伊丹)空港発、隠岐空港行)および折り返しのJL2332便(隠岐空港発、大阪(伊丹)空港行)に乗務していた副操縦士が、乗務前のアルコール検査を実施せずに乗務していたことが発覚しました。お客さまおよびご関係の皆さまの信頼を損なう事例を発生させてしまいましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

発生日時 :2019年3月5日(火) 12時10分頃

(往路)

便名 :JL2331便(ジェイ・エア運航)
大阪(伊丹)空港発 隠岐空港着
13時15分(出発予定) 14時10分(到着予定)
13時18分(実出発) 14時07分(実到着)

搭乗者数 :乗客数 18名(幼児1名含む)
乗務員数 :運航乗務員2名 客室乗務員2名 計4名
総計 :22名(幼児1名含む)
航空機型 :エンブラエル170型機
機番 :JA214J

(復路)

復路便名 :JL2332便(ジェイ・エア運航)
隠岐空港発 大阪(伊丹)空港着
14時45分(出発予定) 15時30分(到着予定)
14時42分(実出発) 15時23分(実到着)

搭乗者数 :乗客数 26名(幼児0名)
乗務員数 :運航乗務員2名 客室乗務員2名 計4名
総計 :30名(幼児0名)
航空機型 :エンブラエル170型機
機番 :JA214J

【概要】

JL2332便の飛行中、当該便に乗務していた副操縦士が、弊社で規定された乗務前のアルコール検査を実施せずに乗務していたことが発覚しました。

アルコール検査の実施・記録管理を行う部署の担当者が当該事象の発生に気づき、伊丹空港帰着後に当該副操縦士へ確認をしたところ、検査未実施が判明しました。当該副操縦士を乗務から離脱させるとともに、アルコール検査を2回実施(1回目と2回目は別々のアルコール検知器を使用)した結果、アルコール(*)は検出されませんでした。当該副操縦士が乗務する予定であった残りの2便については乗員交代を行いました。これにともなう欠航・遅延は生じていません。

(*)アルコール濃度: 規定値 0.00mg/L、検知値 0.00mg/L

【経緯】

- 同乗する機長が途中で変更となるスケジュールであったことから、当該副操縦士は入社後、通常より多い出発準備資料を用意する必要があり、意識をとられアルコール検査を失念した。
- 当該時間帯には、専任のアルコール検査立ち会い者を配置しておらず、検査者が他業務を兼務して対応を行っていたこともあり、当該副操縦士のアルコール検査未実施に気がつかなかった。
- 出発前準備において、運航乗務員間のアルコール検査実施についても確認がなされなかった。
- JL2332 便の飛行中、15:00 頃に上記立ち会い担当者が、アルコール検査記録簿に当該副操縦士の検査結果の記載がないことに気がついた。
- JL2332 便の大阪(伊丹)帰着後に当該副操縦士に確認したところ、検査未実施が判明した。
- 当該事案発覚後、副操縦士を乗務から離脱させ、アルコール検査を 2 回実施(1 回目と 2 回目は別々のアルコール検知器を使用)した結果、アルコールは検出されなかった。(検知値:0.00mg/L)

【前日の飲酒量】

- 前日は 24 時間前禁酒を守っており、アルコール摂取はしていない。(本人申告)

【原因】

① 運航乗務員同士のアルコール検査実施に対する相互確認の不徹底

アルコール検査の規定化以降、検査の実施が習慣化していたことから、常に実施されているだろうという思い込みが相互確認の未実施を引き起こしてしまった。

② アルコール検査に立ち会う第 3 者の乗員出頭確認の不徹底

第 3 者による立ち会い検査において、一定の時間帯(9:30～15:00 頃)は検査者が他業務を兼務しており、他業務に集中するあまり、当該副操縦士の検査未実施に気がつかなかった。

【即時措置】

- 全運航乗務員に出発前の相互確認の徹底を指示(3 月 5 日～)
 - 常時専任の立ち会い者を配置し、乗務前までに検査完了を確認することを指示(3 月 5 日～)
 - 運航乗員部長より全運航乗務員に対する注意喚起を実施(3 月 6 日～)
 - 出発前ブリーフィングデスクに、注意喚起プラカードを掲示(3 月 6 日～)
 - 当該副操縦士および同乗機長の処分決定まで乗務停止(3 月 5 日～)
- (※)指示・注意喚起については急ぎメールで実施しているが、今後対面でも順次行っていく予定

【再発防止策】

- 運航乗務員の確実なアルコール検査実施に向けた社内規定改定(相互確認の規定化)(3 月 7 日～)
- 専任立ち会い者による一定時間ごとのアルコール検査記録簿の再確認の実施
(※)具体的な時間間隔については現在、検討中
- アルコール検査の重要性を全社員へ徹底

乗務員の飲酒に関し厳格な対応が求められている中、このような事例を発生させてしまいましたことを、重く受け止めています。また、お客さま、ご関係の皆さまに、ご心配をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。今後、再発防止に向けた取り組みを徹底してまいります。

以上